

令和3年度国民健康保険特別会計決算報告

国民健康保険特別会計の決算額は歳入 14 億 8,883 万 4,733 円、歳出 14 億 6,683 万 8,285 円で歳入歳出差引額は 2,199 万 6,448 円となりました。

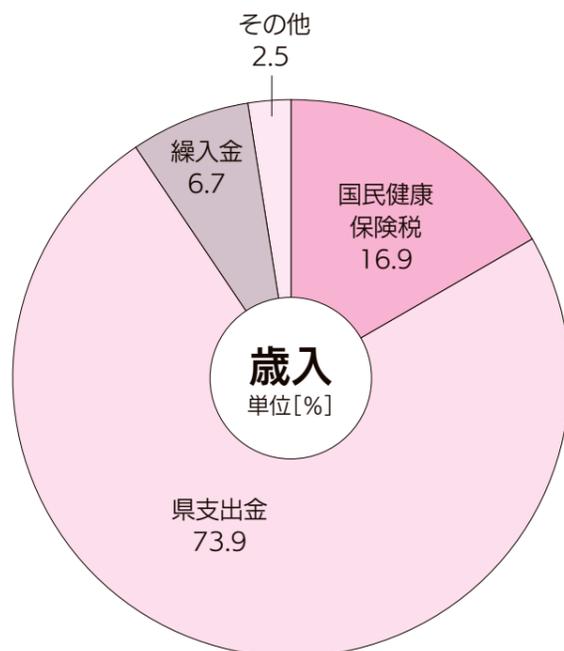
事業運営に必要な財源は、国民健康保険税のほか、県からの交付金や前年度繰越金、一般会計及び国民健康保険財政調整基金からの繰入金などにより確保している状況です。

今後も、医療費適正化に努めるとともに、皆様の健康保持や病気の早期発見、予防を図るため効果的な保健事業を展開してまいります。

【歳入】

県支出金が最も多く、次いでみなさんに納めていただいた国民健康保険税の順となっています。

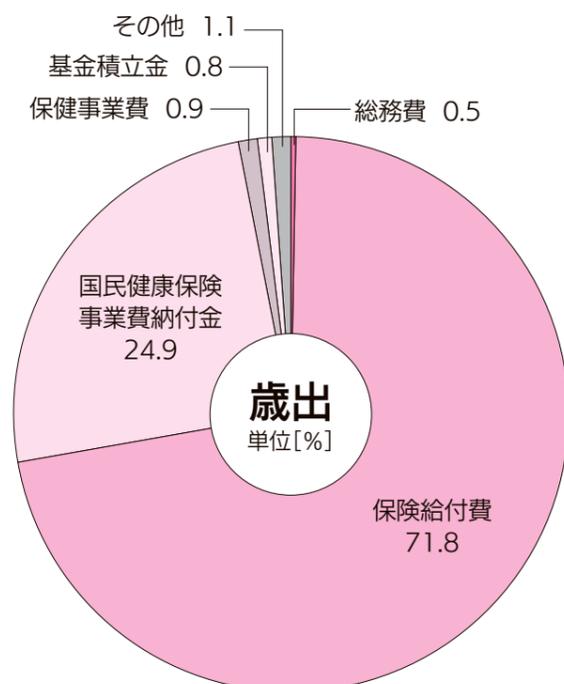
歳入 14億8,883万4,733円	
国民健康保険税	250,562,380円
県支出金	1,100,594,570円
繰入金（一般会計・基金）	100,069,320円
その他（繰越金・諸収入・国庫支出金）	37,608,463円



【歳出】

医療費の支払いに要する保険給付費が最も多く、次いで県に納付する国民健康保険事業費納付金、基金積立金、保健事業費の順となっています。

歳出 14億6,683万8,285円	
総務費	6,874,408円
保険給付費	1,052,876,474円
国民健康保険事業費納付金	365,663,805円
保健事業費	13,726,337円
基金積立金	12,012,000円
その他（共同事業拠出金・諸支出金）	15,685,261円



町民課 国保年金担当 ☎内線 121、122

不動産の相続登記はお済みですか

不動産をお持ちの方が亡くなられた場合、相続登記をされないと、「売却等による不動産取引の際に相続人全員の同意が必要となるため、取引に時間を要する」「相続人が亡くなった場合、子や孫をはじめ相続人の数が増えて権利関係が複雑になり手続きがますます難しくなる」等の問題が生じる可能性があります。

また、「所有者不明土地」の発生を防ぐための法律が成立し、不動産（土地・建物）の相続を知ってから3年以内に相続登記を行うことが令和6年4月1日から義務化されます。相続登記は法務局（坂戸出張所）で速やかに行ってください。

●相続人代表者兼現所有者指定届

年内に相続登記が完了されない場合は、相続登記が完了するまでの間、固定資産税の納税等に代表者を決めていただく必要がありますので、「相続人代表者兼現所有者指定届」の提出をお願いしております。

- 注意
- ①相続人代表者兼現所有者指定届に記載された相続人が納税義務者となるのは、令和5年1月1日（賦課期日）までに相続登記がされなかった場合です。
 - ②法定相続人全員の氏名の自署または記名押印が必要です。
 - ③資産を分割して代表者を指定することはできません。
 - ④相続人代表者兼現所有者指定届は固定資産税の納税義務者を定めるもので、相続登記（法務局）や相続税等（税務署）の手続きとは関係ありません。

税務課 課税担当 ☎内線 135

20歳になったら国民年金

20歳になったら概ね2週間以内に基礎年金番号通知書のほか、国民年金加入のお知らせや年金保険料の納付書などが日本年金機構より送付されます（厚生年金等に加入している方、厚生年金加入者に扶養されている配偶者〔第3号被保険者〕を除く）。基礎年金番号通知書は、就職の際に就職先から提出を求められる場合もありますので、大切に保管しましょう。

※経済的に年金保険料の納付が困難な場合、学生納付特例制度や免除・納付猶予制度がございますので、申請してください。

（上記の申請をせずに保険料を納め忘れると未納扱いとなり、将来受給できる年金額が減額される可能性があります。）

※学生納付特例制度は審査に3か月程度かかるため、申請されても納付書は必ず発送されます。

※20歳になってから2週間以上経過しても国民年金加入のお知らせ等が届かない場合、国民年金加入の手続きが必要なため、町民課窓口へお越しください。

町川越年金事務所

☎242-2657

町民課 国保年金担当

☎内線 123

ゆずの販売会を開催します

日時 12月4日（日）午前9時30分～正午
※雨天決行・売切れ次第終了

場所 うめその梅の駅（越生自然休養村センター）

駐車場 うめその梅の駅・越生梅林駐車場（混雑時のみ）

内容 「越生のゆず」の販売

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、少人数での来場にご協力ください。

町産業観光課 農林担当

☎内線 143